

上越市市民プラザ

市民活動室等利用の手引き

○ 市民活動室とは

市民活動室は、市民活動団体の皆さんが、打合せや情報交換等、団体の活動のために無料でご利用いただける施設です。

○ 利用できる施設の紹介

名 称	市民活動室	和室 ※	創作活動室 ※
部 屋 数	2 部屋(A・B)	2 部屋(A・B)	1 部屋
付属設備	(2 部屋) ・テーブル 12 卓 ・椅子 72 脚 ・ホワイトボード 1 台	(各部屋) ・テーブル 10 卓 ・座布団 25 枚 ・ホワイトボード 1 台	(各部屋) ・テーブル 6 卓 ・椅子 25 脚 ・ホワイトボード 1 台

※和室、創作活動室は貸館として有料で貸し出しています。有料利用されていないときに、市民活動室として利用できます。

○ 利用時間

午前 8 時 30 分～午後 9 時

※市民プラザ休館日(毎月第 3 水曜日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日))は除きます。

○ 利用手順

- ①窓口で利用受付票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②「利用中」と書かれたマグネットをお渡ししますので、利用中は、市民活動室入口のホワイトボードに貼り付けてください。
- ③利用後は後片付けを行い、窓口へマグネットを返却してからお帰りください。
※窓口は、曜日や時間帯により以下のとおり変更になりますのでご注意ください。
 - ・月～土曜日 午前 10 時～午後 6 時・・・NPO・ボランティアセンター
 - ・上記以外の時間帯、日曜・祝日・・・1 階 市民プラザ総合案内

≪利用に関するお問合せ≫

NPO・ボランティアセンター

〒943-0821 上越市土橋 2554 市民プラザ 2 階

電話:025-527-3613 FAX:025-522-8240

Eメール:info@hand-shake.jp

スタッフ対応可能:月曜日～土曜日の午前 10 時～午後 6 時
(第 3 水曜日、祝日、年末年始は除く)

市民プラザ 2 階 配置図

2 階 平 面 図



利用上の注意

すべての団体の方が気持ちよく利用できるよう、ルールを守ってご利用ください。

共通事項

- 以下の行為を行う場合は、利用できません。
 - ・ 商談や契約、販売行為等
 - ・ 入場料や参加費等を徴収する講座、集会、講演会等
 - ・ 周囲や施設に迷惑や悪影響を及ぼすと思われる講座、集会、講演会等
 - ・ 公職にある人及び公職の候補者（公職への立候補を表明した人を含む。）並びに特定の政党の利害に係る行為
 - ・ 特定の宗教の利害に関する活動目的の利用
 - ・ 飲酒及び食事を伴う利用
 - ・ 火気の使用を伴う利用
 - ・ 個人的な学習目的での利用
 - ・ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動目的の利用
 - ・ その他社会通念を逸脱する行為
- 施設・設備器具等を破損または滅失した場合は、修理もしくは弁償していただきます。
- 施設内での盗難、事故等は一切責任を負いかねます。

～利用後～

- テーブル・椅子等は、整理整頓し、利用前の場所・状態に戻してください。
- ごみは必ずお持ち帰りください。
- 他に利用者がいない場合は、電気をすべて消してください。

市民活動室

- 事前予約や占有利用はできません。
 - テーブル数に限りがありますので、譲り合ってご利用ください。
 - 利用時間（午前 8 時 30 分～午後 9 時）を守ってください。
- 上記の制限を超えて使用したい場合はその他の会議室の貸館（有料）をご利用ください。

和室及び創作活動室

- 和室と創作活動室は、貸館として、市民プラザが有料で貸し出しをしています。
有料利用している団体がない場合のみ、市民活動で利用できます。
- 創作活動室は水道を使用できますが、過度な水の使用や、出しっぱなし等にご注意してご利用ください。
- 事前予約や占有利用する場合は、貸館（有料）をご利用ください。

NPO・ボランティアセンター機能の紹介

ロッカー・レターケースの貸出

- 対象者 NPO・ボランティアセンター登録団体
- 内 容 鍵付きロッカー及びレターケースの貸出しを行っています。
※年度ごとに利用申請が必要です。

<ロッカー> 団体の事務消耗品や資料の保管等にご利用ください。

設置場所	市民活動室 (市民プラザ 2 階)	南ボランティアホール (雁木通りプラザ 3 階)	北ボランティアホール (レインボーセンター 3 階)
設置数	72 個	18 個	9 個
利用料金	100 円/月	無料	無料

<レターケース> 団体相互の文書の受渡し等にご利用ください。

設置場所	市民活動室 (市民プラザ 2 階)	南ボランティアホール (雁木通りプラザ 3 階)	北ボランティアホール (レインボーセンター 3 階)
設置数	66 個	36 個	なし
利用料金	無料	無料	-

大判カラープリンターの使用

- 対象者 NPO・ボランティアセンター登録団体
- 内 容 NPO・ボランティアセンター内に設置してある大判カラープリンターを使用し、
A2 サイズのポスターや横断幕の印刷ができます。

使用できる時間	月曜日～土曜日の午前 10 時～午後 6 時 (日曜日、祝日、第 3 水曜日、年末年始は除く)
使用手続	・上記時間内にNPO・ボランティアセンターの職員へお声掛けください。 ・必ず、本人確認ができる免許証等を提示してください。 ・備え付けの取扱説明書「大判プリンターの使い方」に沿って使用してください。 ・使用後は、NPO・ボランティアセンターの職員に使用数量を伝え、「大判カラープリンター使用料金請求(市民団体控え)」を受け取り、保管してください。
使用料	・A2 垂幕用ロール紙・・・1メートルにつき 200 円 (1メートルを超えるごとに 200 円がかかります) ・A2 ポスター用紙・・・1枚 100 円(用紙代込み) ・使用した翌月に市が送付する納入通知書でお支払いください。
注意事項	他の団体との重複を避けるため長時間の使用はご遠慮ください。

印刷室

○対象者 市民活動を行う団体及び個人

ただし、次の各号に該当する行為・活動を行う団体及び個人は除きます。

- ・ 営利を目的とした行為
- ・ 公職にある人及び公職の候補者（公職への立候補を表明した人を含む。）並びに特定の政党の利害に係る行為
- ・ 特定の宗教の利害に関する行為
- ・ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動
- ・ その他公共の利害に関する行為

○内 容 印刷室にある「印刷機（プリペイド式・コイン式）」と「紙折り機」を使用できます。

<印刷機>

使用できる時間	午前8時30分～午後10時（第3水曜日、年末年始は除く）
使用手続	・ 備え付けのマニュアルを参考に使用してください。 ・ 印刷機のインク・用紙の交換は、NPO・ボランティアセンターの職員が行いますので、お声掛けください。 ・ プリペイドカードは、NPO・ボランティアセンターにて購入できます。（販売時間：NPO・ボランティアセンターの職員が勤務する日の午前10時～午後6時）。
使用料 (1枚当たり)	◇プリペイドカード利用 - 白黒 … A3:6円/A4:4円 - カラー … A3、A4ともに20円 ◇コイン利用 - 白黒 … A3:10円/A4:5円 - カラー … A3、A4ともに30円
注意事項	★1回30分以内とします。 ★午後10時までに市民プラザを退館できるよう、時間には十分に注意してください。

<紙折り機>

使用できる時間	午前8時30分～午後10時（第3水曜日、年末年始は除く）
使用手続	・ 備え付けのマニュアルを参考に使用してください。 ・ 使用後は、備え付けの使用簿に使用した枚数等を記入してください。
使用料	無料

情報資料コーナー

○対象者 どなたでも

○内 容 市内外の団体の市民活動に関するチラシ等を設置しています。

NPO・ボランティアセンター、男女共同参画推進センター、国際交流センター内にある図書等は、貸出も行っています

○備 考 情報資料コーナーにチラシ等を置きたい場合は NPO・ボランティアセンターの職員にお声がけください。